

古文書類における「奉（うけたまはる）」について

三 保 忠 夫

目 次

- はじめに
- 一、これまでの言及
- 二、『今昔物語集』の場合
- 三、古文書における用法①
- 四、古文書における用法②
- 五、訓点資料の場合

はじめに

一和語が二種以上の漢字で表記される場合、それらの漢字の間には、多く、意味・用法上の差異があるとされるが、中には、そうした差異の明瞭でないものがある。こうした際には、常用漢字、または訓漢字でない方の追究を試みる必要がある。その素姓なり存在理由なりを探っていくことにより、両者間の差異を見出すことが可能となるからである。

和化漢文（変体漢文）の用字研究におけるこうした考察は、多分に基礎的なものであって等閑視できない。本稿の以下には、具体的な事例として、「うけたまはる」の表記をになう「承」と「奉」とを取り上げ、両字の関係を探りながら「奉（う

けたまはるゝ」の用字・用法等について考えてみたい。

一、これまでの言及

○「承」「奉」の両字が「うけたまはる」を表わすことについては、『色葉字類抄』の左記が参照される。

○ 承ウケタマル奉聴共請_上同 (黒川本、中53オ、ウ部、辞字)

「奉」は、また、「たてまつる」を表記する場合にも用いられる。

○ 奉タテマツル_{クキコト} 貢進享献(中略) 税_上同 (黒川本、中9オ、夕部、辞字)

「うけたまはる」行為と「たてまつる」行為とは、一見、相反するものようであるから、実際の用例に当たっては、文脈を十分に理解すれば、解釈にとまどうことも誤ることもないはずである。しかし、文書なり書状なりを取り交した当事者でもなく、また、当時から大きく隔った今日では、その間における諸事情が不明であるため、とまどうことも多く、現実には誤解しているむきもある。

「承」と「奉」との関係については、これまでに、『高山寺本古往来』をもってなされた言及がある。

○小林芳規博士「国語史料としての高山寺本古往来」、『高山寺資料叢書 第二冊』、昭和四十七年三月、東京大学出版会刊、所収。四九二、四九三、五〇四頁。

○峰岸明氏「高山寺本古往来における漢字の用法について」、右『高山寺資料叢書 第二冊』所収。六二二、六三〇頁。

小林博士は、「訓漢字」の論によって「承」「奉」の関係を説かれた。すなわち、(イ)「うけたまはる」を表記したものは「承」と「奉」とがあるが、(ロ)前者は無訓或部分的付訓が施されるかのタイプに属し、後者は全訓付訓が施されるタイプに属する、然して、(ハ)こうした「振仮名の有無の意味」を考慮するとき、前者のタイプは常用された「訓漢字」、または常用の「書記用漢字」であり、他方、後者のタイプは「訓漢字」ではない、とされたのである。ここには、常用の訓漢字とそう

でないものとの、用字・用法上の質的分類がなされている。

次に、峰岸氏は、御考察の結論として、「漢字専用文としての本資料の漢字使用が一語一漢字表記の基盤の上に立ち、一語多漢字の表記ではその用字が語義・用法の差異を反映する、著しい傾向の下にあることを観察した。」(前掲書、六七二頁)と述べられている。

こうした小林博士、峰岸博士の所説は、それぞれに意義深いもので大局的には従うべきものと思われる。

しかし、峰岸氏の場合、「承」「奉」の關係については例外とされたのであろうか、そこでは用例を掲出されただけで、その傾向下にあるなしの言及はない。むしろ、『説文解字』や『観智院本類聚名義抄』、『黒川本色葉字類抄』を引き、「元來兩字、字義の上で相通ずるところがあったことが知られる。」と述べられている。

管見では、両字間に「語義・用法の差異」を認めてよいと考える。すなわち、峰岸氏の掲出された用例、「承」の十例、「奉」の二例を比較すると、「奉」は、(イ)書状を拝受した折の返状に用いられ、かつ、(ロ)その冒頭に位置して、(ハ)「跪奉」ウケテマハル「嚴教」クワイ「之旨」ヲ (三〇九行)、「俯奉」フシテウケテマハル「芳札之旨」ヲ (三三三行) のように、「嚴誨」や「芳札」など、相手の書状をうけて用いられており(後述)、他方、「承」には、同様の用法もなくはなく(二例)、「奉」と重なる部分もあるが、その殆んどは、往・返の両状において、より広く、事の次第を了承する、謹んでうける、伝聞する等の意味で用いられている。見方によっては不明瞭な「差異」かもしれないが、相手の書状をうけて「奉」を用いる類については、後にみるような背景がある。

次に、小林博士、峰岸氏によれば、「奉」は、A「うけたまはる」を表わすもの、二例、B「たてまつる」(動詞)を表わすもの、四例とされ(補助動詞の「たてまつる」は別)、次の一例はBと解された。しかし、これは「うけたまはる」を表記したものである。

○謹奉クワイ 恩誨オンケイ 悚恐シカシナカく抑随仰ニ馬三足謹以奉入但遠路之間有リ水草スイソウ 難ヲ自疲瘦ヒシユイハムヤ 哉恐ケイ、歎言ト侍シ 昔コト(中略) 諸事雖繁モハシ

多ナ紙上難ニ尽シ併ニ期拜謝シヤトナラシム而已ニ 謹言クニ (第四十一状、返状、三四六～三五二行)

右には全訓付訓も部分付訓もない。そのため、これを「たてまつる」の訓漢字、あるいは、日常常用漢字と解されたものであるが、当例は、意味・用法上、先の三〇九行の用例に近似するものである（これにより、A、B共に三例ずつということになる）。

二、『今昔物語集』の場合

古往来で両字間の差異が明瞭でないのは、「奉」の本来的用法そのものが、そうした文章ジャンル・文書世界に近接して、ために、そこで多用され、やがて、「承」の用法への接近が生じたためかとみうけられる。

『今昔物語集』には和化漢文の影響があるとされるが、古往来に比較すれば、いわゆる文書世界とは多少の距離があり、こうした文献では、かえって、古往来以上に、文書世界の特徴を窺うことも可能である。

次に、同集における、「うけたまはる」を表わす「承」「奉」につき、卷一から十の天竺・震旦部、卷十一から二十の本朝仏法部、卷二十二から三十の本朝世俗部の三部に分けて概観しよう（卷八、十八、二十一は欠巻）。

	天竺・震旦	本朝仏法	本朝世俗	計
承	9	17	36	62
奉	24	21	4	49

「承」は計六十二例、「奉」は計四十九例みえているが、まず、注意すべきは、巻次により、あるいは、説話の内容によって両字の使用に偏りがあるということである。すなわち、「承」は天竺・震旦部で九例だが、本朝仏法部では倍増し、本朝世俗部ではこれがさらに倍増している。他方、「奉」は、それとは逆に、いわゆる漢文脈系の部分で多用され、本朝世俗部で激減している。

これにより、「奉」は漢文脈系のもので和文脈との関わりは薄いことが知られる。この場合、「漢文脈系」とは従来のいい古書類における「奉（うけたまはる）」について

方によつたもので、本稿の以下に照応させて換言すれば、今は「古文書における和化漢文」をさすことになる。次に、「奉」の四十九例の目的語を整理してみると次のようになる（算用数字は用例数）。

宣旨

22 勅

仰せ（王、大王、国王、獸の王、天皇等の仰せ）

9

勅命、詔書、詔、国王の宣、綸言、王の命、（院の命）、公の御言、上卿の仰せ、

各1

兄の命、大菩薩の言葉、他

各1

若干の例文を示す。

○憂随夷王ノ仰セヲ奉ハリテ（卷一、語三）

○蔵人、宣旨ヲ奉テ、神明ニ行テ、持経者ニ会テ、宣旨ノ趣ヲ仰ス（卷十二、語三十五）

○使勅ヲ奉テ（卷十七、語四十九）

○上卿ノ仰セヲ奉ル間（卷二十八、語二十五）

右を概括すれば、「奉」は、原則として王や天皇など、いわば絶対者の命をうけたまわるものということになる。

これに対し、「承」は六十二例みえているが、その目的語は多様であり、「奉」のように限定的ではない。意味するところも、謹んで……うける、承諾する、聞く、などと多彩であり、これは、『操觚字訣』巻六に、「承ハ、下載、上也、継也、次也、下ヨリ上ノ物ヲウクルコトナリ、（下略）」と説くとおりである。

○目連此ノ事ヲ承ハリテ（卷一、語十七）

○夫人、王ノ仰セヲ承ハリテ（同右）

○何ナル事也トモ何デカ不承ザラムト（卷五、語四）

○然承リヌト許云セタレバ（卷三十、語十二）

6

第二例などは「奉」の用法と同じであるが、第三、四例の類は「奉」にはみられない。「承」の一般的な用法である。「奉」は、形式的に「承と同じ。」と説かれ、また、索引類で同一の項目に収めたりすることもあるようだが、しかし、以上からすれば、両字の間にかんりの差異があるとみてよいであろう。

三、古文書における用法 (1)

『今昔物語集』を通してみた場合、顯著な傾向として把握されるのは次のことであつた。すなわち、①「奉」は漢文体(和化漢文体)との関わりが深く、かつ、②原則として、宣旨、勅、王・天皇の仰せなどをうけている。

ここで、おのずから問題となってくるのは古文書の世界である。古文書は、その文体としては和化漢文体が基調となっており、宣旨、勅、仰せなども、本来は「古文書」の形式によることが多いからである。

古文書においても、「奉」は、一般的には「たてまつる」を表わしている。この点、「奉」が「たてまつる」の訓漢字であることにかわりがなく、また、上代には「まつる」を表記した例もある(小林博士、注(1)参照)。

○十月卅日出新翻葉師二卷諸奉甲可宮本経 亦万呂 人成

十七年五月廿一日納返已訖知人成

(高屋赤万呂第五概本経檢定注文、天平十四年七月十三日、大日本古文書二十四(補遺二)、一七二頁)

○謹解 申請海上郡大領司仕奉事

中宮舎人左京七条人從八位下海上国造他田日奉部直神護我下総国海上郡大領司仕奉事申故波神護我祖父小乙下忍難波朝庭領司仕奉事(下略)

(他田日奉部神護解、正倉院文書、正集四十四、天平二十年⁽⁵⁾)

前者の場合には「奉」⁽⁴⁾と表記することが多い。「請奉」に転倒符を付した例もある(同書、一七二、一七九、一八八頁な

古文書類における「奉(うけたまはる)」について

ど。後者は「仕奉」で「つかへまつる」を表記したものである。「仕奉」については、『古事記』や木簡等をもって小林博士に言及がある⁽⁶⁾。

一方、「うけたまはる」の表記は「承」によることが多い。

○謹啓

石丹一二村（村カ許）

右、承聞太有、乞幸垂分付、謹啓、（下略）

（天平十六年前後の文書、大日本古文書二十四（補遺二）、二九二頁）

石丹が沢山あると聞きましたので分けて下さいとの依頼状であろうか。

さて、古文書において「奉」が「うけたまはる」を表わすのは次のような場合であり、ここには特徴的な条件がある。即ち、「奉」は、勅や勅書類をうけたまわって文書を発する際に用いられているのである。

○ 応請用元慶寺分維摩会聴衆一人事

右中納言従三位藤原朝臣山蔭宣。奉。勅。件寺聴衆。宜毎年令請用。立為恒例。

（太政官符、仁和三年八月五日、類聚三代格、前篇、新訂増補国史大系、六一頁）

太政官符は上卿（右は山蔭）を経て発給される。文末に「符到奉行」とみえることもある。

○左辨官（下東大寺）

応令実檢寺家破損子細事

右、權大納言藤原朝臣能長宣、奉。勅。依有寺家破損之間、差充右少史中原真重等使発遣、□^{（寺）}宜承知、依宣行之、勿違失、

延久二年七月三日 右少史「小野朝臣為貞」

右少辨大江朝臣「匡房」 (官宣旨、平安遺文三、一〇六九頁)

○民部省符 若狭国司

心奉宛中官職御封式拾伍烟仕丁卷人事

右、被太政官今年七月十一日符偁、内大臣宣、奉勅、件封式任戸内、減肆分之卷令奉宛者、心宛封戸、具狀謹以奏聞、奉勅、依奏者、国宜承知、 (後件也) 行之、符到奉行、

(民部省符案、承保元年八月二十八日、同三、一一二一頁)

官宣旨は弁官の下文ともいわれ、やはり、上卿 (右は能長) の伝宣部冒頭に「奉勅」とみえる。民部省符の「奉宛」は「たてまつる」を表わしている。「符到奉行」も左記「公式令」の「符式」に規定がある。

『令義解』巻七の「公式令」によれば、「詔書式」以下には次のような様式が規定されている。

○詔書如右。請奉 詔付外施行。謹言。 (詔書式) (新訂増補国史大系、二二八頁)

○奉 勅旨如右。符到奉行。 (勅旨式) (同、二二〇頁)

○奉 勅依奏。若更有勅語須附者。各随状附。云々。 (奏事式) (同、二二三頁)

○奉 勅依奏。若不依奏者。即云。勅処分。云々。 (便奏式) (同、二三四頁)

○奉 令旨如右。令到奉行。 (令旨式) (同、二三五頁)

○奉 令依啓。若不依啓者。即云。令処分。云々。 (啓式) (同、二三六頁)

「公式令」には、この他の様式も規定されているが、「奉」を用いるのは、まず、右に限定され、詔・勅旨の類をうけたまわる場合に「奉」字がみえている。

一般に、古文書は、先行文書や上卿の宣などをうけたまわり、また、引用して作成されることが少なくない。この場合、先行文書類がどのような動詞で待遇されているかをみると、(1)「被(かうぶる)」による、(2)「奉(うけたまはる)」による、

古文書類における「奉(うけたまはる)」について

(3)「得(う)」による、の三様に分類されるようである。然して、(1)・(2)は、下位者が上位者の発給した文書をうける場合であり、(3)は、上位者が下位者の上申した文書をうける場合であるが、就中、(2)は、勅、勅旨等の絶対的な文書類をうける場合に集中している。

こうした問題については、先に概略を述べた。⁽⁸⁾当面の「奉」は、その(2)に相当するものである。

「奉」字の、このような用法は中国から伝わったものようである。例えば、『文選』には次のような例がある。

○且足下昔以單車之使、適万乘之虜、遭時不遇、至於伏劔不顧、流離辛苦幾死朔北之野、丁年奉使、皓首而帰、母終堂生一妻去帷、(書上、答蘇武書一首、李少卿)

これは皇帝から勅使をうけたまわるの意として用いられている。

だが、様式に規制される古文書の場合、こうした一般の文献よりも、まず、中国の「公式令」の影響を考慮すべきである。断片的ではあるが、仁井田陞博士の『唐令拾遺』⁽⁹⁾によれば、(唐)「公式令」の「制書式」や「制授告身式」に、「……制書如右 請奉制付外施行謹言」(五四二頁、五六〇頁)、「符式」や「制授告身式」、「奏授告身式」に、「……符到奉行」(五五八頁、五六一頁、五六五頁)などとみえるからである。後掲の『知恩院藏本大唐三藏玄奘法師表啓古点』(の原本文)も貴重な参考資料となる。

なお、「奉」を用いるべきところに「承」を用いたかとみられる例があるので掲出しておく。

○一 測法師疏(唯識論)

右、承尼公宣云、第一卷写并本、以明日且奉請内裏者、宜照此旨、若今日不敢、夜必欲令写 (他略)

(市原王状、天平二十一年二月二十五日、大日本古文書二十四(補遺一)、五六三頁)

四、古文書における用法 (2)

ところで、日本の古文書の場合、また、次のような用法があることに注意される。

○蒙ニ 綸旨ニ云、日光焦、畝月潤永絶、人民懷愁皇情仰天、仍任祖師古跡、從明日引率廿口助修法侶、建嘉会壇於神泉之池辺、修請雨法於佛海之誓水者、綸旨如此、以一察万如件、

万壽五年四月十二日 左中辨重尹敬奉

謹奉 仁海律師房

(後一條天皇綸旨号、相田二郎氏による)⁽¹⁰⁾

これは写しではあるが、綸旨の最古のものときれ、相田氏は、こうした「差出者として文書に現れる者が、その上位に居る者の意を承けて出す形式」の「書札様の文書」を一括して「奉書」と称されている。⁽¹²⁾

こうした奉書では、差出所には、上位者や主人の仰せをうけて筆を執った侍臣(蔵人の弁)の名、あるいは、その官職名が位置し、その下附けには、多く「奉」と記されている。然して右の場合、上所の「謹奉」は動詞「たてまつる」を表わしているが、下附けの「奉」は「うけたまはる」を表わすこととなる。

○奉送 御幣物

美紙拾帖 八丈絹式疋

右奉送如件

治承五年五月十九日参河御目代、大中臣以通、依蔵人殿仰、所令申候也、太神宮御事、自本内心御祈念候之上、旁御夢想候歟、仍所思食、御意趣之告文、御幣物、送文等、献上之、以此趣、可御祈念候也、仰之旨如此、謹言

五月十九日

大中臣以通率

古文書類における「奉(うけたまはる)」について

内外宮政所大夫殿

(吾妻鑑、卷二、治承五年五月十九日)⁽¹³⁾

『吾妻鏡』のこの条は、奉書様文書をそのまま転載したものであるが、冒頭の「奉送」は「たてまつる」(補助動詞)を表わし、下附けの「奉」は「うけたまはる」を表わしている。

奉書様文書は、平安時代、撰関政治の興隆期、全盛期の頃に盛行したようで、この他にも用例は数多く見出される。平安末から鎌倉初期の文例集とされる『雑筆要集』(続群書類従、第十一輯)にも、「院宣書様三」、「令旨書様九」、「親王宣書十一」、「関白宣十五」、「别当宣十九」、「国宣二十三」、「御教書十九」などの奉書様式の文書が収載され、これらの差出書の下附けには「奉」字が用いられている。

「奉」字は、また、奉書の下附けに用いられるばかりではない。奉書をうけた請文の類にも次のような例がある。

○ 請 御教書事

右、去八月廿四日御教書今日到来、謹奉 仰旨、抑所被仰下箭河御庄更無宛課雜事、若以何色事令言上哉、承奇思給候、有催行事之時、以此旨不可承引之由、可給仰事於庄司者也、(中略)、跪以奉之、臨期可蒙処分、公則誠恐謹言

(伊賀守藤原公則請文案、永承四年九月十日、平安遺文三、八〇七頁)

御教書とは、ふつう、三位以上の人の仰せをうけた奉書をいう。ここは、それをうけて「奉」を用いているのであるが、この用法は、別に、奉書をうけた場合に限られるものではなからう。

請文に「奉」を用いた例は、本稿の冒頭に触れた『高山寺本古往来』にもみえている(三〇九行)。これは、造花をつくる役に当った叡山の僧から絹の寄進を求められ、これを承諾した書状の冒頭に、「謹言 跪奉嚴誨之旨……」(付訓略)とみえるものである。

同『古往来』から引用した一通に、「謹奉 恩誨オンイライ 悚恐ソウキウ 抑……」(三四六行)とあるのも同様である。これは、馬三

頭を用立ててくれという申し出に対する承諾状である。

こうした「奉」は、負担を伴わず、相手の好意によることで応ずる場合にも用いられる。これが、同『古往来』における他の一例である(三三三行)。これは、「比叡御祭」に際して設敷を構えるから光臨せられたいと書状をうけ、これに応諾して「謹言 俯奉芳札之旨……」(付訓略)と書き出すものである。

鎌倉時代に入ると、また、廻文や請定に「奉」字を記入する類がある。⁽¹⁴⁾これは、公的立場、もしくは、それに準ずる立場からの出仕、出頭の要請に対し、謹んで拜命致しますとの意を表わすものである。

こうしてみると、平安時代以下には、(1)勅、宣旨などをうける「奉」だけでなく、(2)奉書様式の文書の下附けの「奉」、(3)請文や承諾状における「奉」、(4)廻文や請定などにおける「奉」、といった用法も多用されているようで、ここには、A天皇、王などの絶対者の仰せをうける「奉」から、B上位者、主人(本主)などの仰せをうける「奉」へ、更には、C相手の申し出を承諾する意の「奉」への、いわば、用法の拡大、あるいは、拡散が看取されようかと思う。また、同時に、それぞれにおける恭敬の心情には大差がないかもしれないが、こうした展開には、「奉」にこめられる敬意の度合の低下が窺えよう。

とりわけ、Cにおける用法は「承」のそれに随分と近い。古往来は奉書様文書をも内包する文書世界であるが、様式上の規制は、古文書ほどには厳しくない。かつ、人間関係を大事にして極めて鄭重な敬意表現を用いるのが常である。こうしたところに多用されるのはCのような用法であり、ここに両字の用法差の不明瞭さも生じていようかとみうけられる。

「承」は『訓漢字』であり、この勢力に押されて、やがては、「奉」は「承」に取って代られることとなる。

なお、公卿の日記類では様式の規制はなく、かつ、その内容・性格上のこともあって、B、または、Aの用法が目につく。

○天晴、天明退出、巳時参上、給新古今、又書出御点歌、御神泉了後、清範奉仰令直新古今神祇部詞、是字未嘗
見之新也(下略)

(明月記、承元元年五月五日条)

古文書類における「奉(うけたまはる)」について

「仰」とは、後鳥羽院の御意向であらう。古文書も、まま引用されている。

○左大臣宣、奉勅、太政大臣藤原朝臣聽乘輦車出入宮中者、
(源經)

元慶八年五月廿五日 少外記大藏善行奉

(小右記、万寿二年十月三日条)

上卿奉勅宣を外記がうけたまわったもので、右には、前項にみた用法と奉書における用法との二様がみえている。

五、訓点資料の場合

第二項以下の「奉」字につき、これを和語「うけたまはる」の表記だとしてきたが、『今昔物語集』でも古文書でも、その付訓例を得ることはむずかしい。ところが、『知恩院藏本大唐三藏玄奘法師表啓古点』には、ウケタテマツル、ウク、タテマツルと訓読された「奉」字がみえている。以下、中田祝夫博士の『東大寺諷誦文稿の国語学的研究』所収の訓読例を引く(印は原文で改行)。

- (1) 祇 奉^ニ / 綸言^一 載^ニ 令^ニ 翻^一 訳^ス (21行)
 - (2)(3) 貞観廿年七月十三日内 出興 玄奘法師 謝^ニ / 大宗文皇帝 勅書^一 表沙門玄奘言^ニ 伏^ニ 奉^ニ
 - / 墨勅^一 猥^ニ 垂^ニ 奨^ニ 諭^一 祇 奉^ニ 綸言^一 (下略) (71 72行)
 - (4) 貞観廿年七月十四日沙門玄奘上表謝^ニ 納袈裟剃刀^一 表^ニ 一首沙門玄奘言^ニ 伏^ニ 奉^ニ 勅旨^一 施^ニ 納袈裟
 一領、寶鐵。剃刀一口。(87行)
 - (5) 去年二月、奉^ニ 詔^一 翻^一 訳^ス (57行)
 - (6) 謹 奉^ニ 表^一 (108行)
- (1)から(4)は「うけたまはる」、「(5)は「うく」、「(6)は「たてまはる」と訓読されている。

(1)から(5)の場合、まず、注意されるのは、「奉」が、みな、綸言、墨勅、勅旨、詔の類をうけていることである。これは、先の『今昔物語集』、また、第三項にみた古文書の場合と相通する。「奉」の本来的用法は、正にこれであるとみうけられる。

しかし、(5)だけを「うく」と解されたのはどういう理由であろうか。また、(1)から(4)を「うけたてまつる」と訓読・補読されたのはどういうわけであろうか。

思うに、(1)から(5)の用例は「うけたまはる」と訓読してよからう。(2)の「ツル」が問題となりそうだが、「沙門玄奘啓(ス)、伏(シ)テ 令旨ヲ奉ツルニ」(興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝、巻七〇、C点、左記参照)を参考として、これは助動詞ツと解したい。

(6)については問題はない。他に「奉進」としてみえる二例がある。また、右に関連して「承」の例もあるが、これは右のような、勅や綸言の類をうけるものではない。

次に、『興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝(古点)』における「奉」の用法、また、付訓例をみてみよう。この訓点には、延久承暦頃(二〇八頃)のA種点とB種点、承徳三年(二〇九九)のC種点、同じ頃のD種点、永久四年(一一一六)のE種点等があるとされる。

全訓付訓例には、一例、「奉(ウケタマハリ) 願 皇太后……」(C、*印に「フ」字か)があり、部分付訓例に、「奉(ウケタマヒ)」(E)、「奉(ウケタマヒ)」(E)、他がある。

「奉」のうける語句をみると、右全訓付訓の一例の他は次のようである(算用数字は用例数)。

- | | |
|----------------|---------|
| 慈訓 (父の説く孝経の教え) | A 1 |
| 使(勅使の役) | B 1 |
| 令旨 | C 2、D 1 |
| 恩勅 | C 1 |
| 勅 | C 4、E 2 |

古文書類における「奉(うけたまはる)」について

勅旨 ㉟4、㉟3

綸旨 ㉟1

帝旨 ㉟1

天旨 ㉟1

勅書 ㉟1、㉟1

恩旨(王の命) ㉟1

王ノ命・(王の)命 ㉟2

綸言 ㉟1

墨勅 ㉟1

聖顔 ㉟1

修行(羅漢に対して) ㉟1

進止(勅命による裁量権か)

㉟1、㉟1

殆んどは、勅・勅旨・令旨等をうけ、また、それに準ずるものをうけており、希に、父や羅漢に対する用法がある。こうした情況は『今昔物語集』以下にみたところに類似する。

一方、「承」にも、恩寵(帝の寵、明詔、嘉命(王の命)、朝契、といった語句をうけた例がある。だが、これらは、更に広く、事の趣を謹んで聞く、ある状態を拝受する、また、様子を拝見する等の用法の一環として把握されよう。

以上が訓点資料の場合である。紙面の都合上、本稿では若干例にとどめた。

むすび

「承」は「うけたまはる」の訓漢字として、「奉」は「たてまつる」の訓漢字として、それぞれ用いられているが、後者は、また、「うけたまはる」を表わすこともある。この用法は古文書の世界で頻用され、そこには前述のような、「承」とは異なる「奉」の特徴的な用法が認められた。

「奉」の「字によって表記される和語の「たてまつる」と「うけたまはる」とは、動作性や方向性としては、一見、相反するようである。しかし、恭敬という姿勢においては、二者は相通するものようである。

小林芳規博士は、(A)「訓漢字」と(B)そうでないものとの二様の漢字群の存在を指摘されている。これは用字研究上、また、字訓史上の重要な問題であり、これに続く課題として、(A)、(B)それぞれの、よってきたるところの解明が必要であり、就中、(B)の使用目的や存在理由等についての個別的検討が肝要である。本稿が、そうした課題のための一試論となれば幸いである。

なお、古文書における「奉」は極めて重要な位置を占めており、その用法については、「被(かうぶる)」、「得(う)」と共に三者一連の「待遇問題」として把握しなければならないが、今は「奉」⁽¹⁶⁾、および「承」に的を絞って他は省略した。

注

- (1) 「奉」は「たてまつる」の訓漢字とされる。また、これは、上代には「まつる」を表記しているが、「訓読の場における、訓法の変遷を反映」してマツルからタテマツルへ推移したとされる(前掲書、四八四頁、四九三頁)。注(6)参照。
- (2) 『日本古典文学大系 今昔物語集』の巻第一、語第三、頭注一一。
- (3) 『今昔物語集文節索引』(馬淵和夫監修)では、編者により、掲出項目を同一としたり分けたりしている。
- (4) 例外となる文書様式、文書群もあるが、ここでは言及を割愛する。
- (5) 佐藤進一『古文書学入門』、口絵写真、第10。
- (6) 小林芳規「平城宮木簡の漢字用法と古事記の用字法」、『石井庄司博士喜寿記念論集上代文学考究』、搞書房、昭和五十三年五月刊、一四八頁。
- (7) 「飛駅式」に「勅到奉行」、「符式」に「符到奉行」とみえる。
- (8) 「古文書における一待遇法」、全国大学国語国文学会、昭和五十六年六月七日、於東京女子大学。口頭発表。
- (9) 東方文化学院東京研究所、昭和八年刊。
- (10) 相田二郎『日本の古文書 下』、一八三頁。
- (11) 注(10)文献の『上』、四二二頁。
- (12) 注(11)文献、三六四、四一八頁。
- (13) 峰岸明『寛永三年版吾妻鑑巻第二漢字索引』、影印本文、30ウ。傍訓等を省く。

古文書類における「奉(うけたまはる)」について

- (14) 注(10) 文献、一五七、一六三頁。同『上』、三五五、三五七頁。
(15) 築島裕興福寺本大慈恩寺三藏法師伝古点の国語学的研究』による。
(16) 注(8)、口頭発表。